

「電子自治体の取組みを加速するための検討会」開催要領

平成25年7月4日

1 目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の成立及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」の閣議決定を受け、今後の電子自治体推進の加速に係る指針の策定に向け、有識者の方々から幅広く御意見をいただくため開催する。

2 名称

本会議の名称は、「電子自治体の取組みを加速するための検討会」（以下、「検討会」という。）とする。

3 検討内容

上記法律の成立及び閣議決定やクラウド技術の進展等、電子自治体施策を取り巻く環境の変化等を踏まえた今後の電子自治体推進施策について。

4 検討会議構成員

検討会の構成員は、別紙に掲げる外部有識者とする。

5 運営

- ① 検討会には座長を置き、委員の互選をもって決定する。
- ② 座長は検討会において、その議長となる。

6 その他

- ① 検討会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- ② 検討会の開催及び庶務は、自治行政局地域情報政策室が行う。
- ③ この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は、座長が事務局と協議の上、別に定める。